

重要 保護者の皆さまへ 大切なお知らせです

鳥取県高等学校PTA連合会推奨制度

ハイスクール24のご案内
(団体総合生活保険)

お子様の日常生活の危険を総合的に補償します

割引
約**59%**
適用(※)個人賠償責任
示談交渉あり
**国内無制限
自転車条例**
にも対応!!**24時間
365日**
補償

※ 団体割引 30%、損害率による割引 35%、大口団体契約割引 10% (傷害補償のみ) を適用。損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

保険(補償)期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

ご加入はコチラから
PCやスマートフォンから簡単に加入申込ができます!

詳しい内容はQRコードを読み取りご確認ください

重要「重要事項説明書および補償の概要」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を
下記のいずれかの方法で必ずご確認ください。

- 鳥取県高等学校PTA連合会のホームページ (<https://tottori-koupren.com/insurance/>)
- 右記のQRコードからアクセス
- 書面による提供をご希望の場合には、<お問い合わせ先>までご連絡ください。

- 重要事項説明書には「主な保険金をお支払いしない(免責)事由」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが重要ですので、加入申込みを行う際には、必ず重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)をご確認し、同意のうえお申し込みください。
- 補償の概要等には、保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合の一覧が記載されております。
- 「重要事項説明書および補償の概要等」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」は、印刷・保管されることをおすすめします。



申込締切日

3月31日(月)

※申込締切後も中途加入を随時受け付けております

加入対象者

全国高等学校PTA連合会に属する鳥取県
高等学校PTA連合会加盟の高等学校に在
籍されている生徒の方掛金(保険料)
引落日

6月27日(金)

●加入者票は5月中旬より順次発送いたします。

こんなときに補償されます！

1 個人賠償責任保険金

- 国内外で生徒本人やご家族*1が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*2を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)
*1 被保険者(お子さま)本人の親権者、被保険者(お子さま)本人の親権者の同居の親族・別居の未婚の子も含みます。
*2 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※ インターネット中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※ 自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。

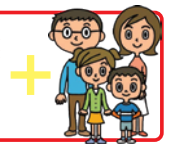
自転車で登校中、
歩行者にぶつかってしまい
ケガをさせた!



国内補償
無制限

示談交渉
付き

ご家族
も
補償



2 死亡・後遺障害保険金

- 生徒本人が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした結果、死亡または後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。

万が一のときや
後遺症が残ったとき



3 入院・手術保険金/通院保険金(ケガ)

入院・手術保険金

- ケガで入院*1されたり手術*2を受けられた場合に、保険金をお支払いします。
*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院保険金

- ケガで通院された場合に、保険金をお支払いします。
※ 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

ケガで入院や手術
または通院したとき



4 入院療養一時金/入院・手術医療保険金(病気)

Xタイプ・Wタイプのみ

入院療養一時金

- 病気で60日以上入院が必要であると診断された場合に保険金(一時金)をお支払いします。

入院・手術医療保険金

- 病気で2日以上入院*1されたり手術*2や放射線治療*3を受けられた場合に、保険金をお支払いします。
*1 1回の入院について60日を限度とします。
*2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

病院で手術を
受けることに!



5 育英費用保険金

- 国内外であらかじめ指定した扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に保険金(一時金)を全額一度にお支払いします。
- 加入手続き画面の「被保険者の扶養者」欄に記名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガによる死亡または重度後遺障害も補償対象となります。(天災危険補償特約付帯)

扶養者が
事故で死亡...



6 携行品

- 国内外において、**保険の対象となる方**が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※ 自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

部活動中にラケットを
折ってしまった!



7 弁護士費用等(人格権侵害等)

Xタイプのみ

- 国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。
*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

子供が学校で
いじめを受け
対策を弁護士に
相談したい



8 トラブル対策費用

Xタイプのみ

- 国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*1等により精神的苦痛を被った場合*2に、防犯対策や転校、カウンセリング*3に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。
*1 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
*2 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。
*3 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限りです。

いじめで
不登校になった子供に
カウンセリングを
受けさせたい



加入タイプと掛金 **6タイプ**

※割引適用後の保険料です。

加入タイプと補償項目	Xタイプ	Wタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Sタイプ
賠償 個人賠償責任 (記録情報限度額500万円)	全ての加入タイプに「国内：無制限、国外：1億円」を付帯しています!					
死亡・後遺障害	165万円	165万円	154万円	124万円	66万円	54万円
入院保険金(日額) ^(*1)	2,445円	2,445円	2,150円	1,400円	800円	-
手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術)					
ケガ 通院保険金(日額)	1,100円	1,100円	1,100円	700円	500円	-
・熱中症危険補償特約 ・細菌性食中毒等補償特約 ・天災危険補償特約 ・特定感染症危険補償特約	全ての加入タイプに付帯しています!					
被害事故補償	3,000万円	3,000万円	-	-	-	-
疾病 入院療養一時金	20万円	20万円	-	-	-	-
入院医療保険金(日額)	2,300円	2,300円	-	-	-	-
手術医療保険金 ^(*2)	入院医療保険金日額の10倍または5倍					
費用 育英費用 (天災危険補償特約セット)	120万円	120万円	114万円	88万円	20万円	-
携行品 (自己負担額5千円)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	-
その他 救済者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	-
弁護士費用等 (人格権侵害等)	300万円	-	-	-	-	-
トラブル対策費用	20万円	-	-	-	-	-

年間掛金 ^(*3) (保険料+制度維持費 300円)	9,500円	8,930円	6,820円	5,360円	3,900円	2,040円
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------

保険期間 (1年ごと自動更新)	2025年4月1日(午後4時)より2026年4月1日(午後4時)まで1年間
--------------------	---------------------------------------

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)、トラブル対策費用がセットされたタイプに変更することはできません。

- (*1) 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- (*2) 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。また、時期を同じくして^(*4)2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- (*3) 年間掛金には制度維持費300円が含まれております。
- (*4) 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない生徒等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職業級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)[自動車運転者][建設作業者][農林業作業者][漁業作業者][採鉱・採石作業者][木・竹・草・つる製品製造作業者](以上6職種)

全ての加入タイプに付帯しています!

熱中症危険補償特約	熱中症になった場合、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
細菌性食中毒等補償特約	有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。ノロウイルスも対象になります。
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
特定感染症危険補償特約	特定感染症 [*] 1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、Web上の「補償の概要等」をご覧ください。

お手続きサイトへ今すぐアクセス！

①本パンフレットのURLまたはQRコードからお手続きサイトへアクセス

募集期間中用URL・QR

～2025年3月31日

<http://ezoo.jp/ds2/A011013A00012504>



②「お手続きはこちらから」をクリックします。



③「保護者・扶養者様のお名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「性別」「加入者から見た続柄」「学生・生徒のお名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「性別」「ご職業」を入力します。

〈中途加入用〉

募集期間中用URL・QR
(2025年4月1日～)
<http://ezoo.jp/ds5/A011013A000125042412>



※ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず[atmnf.jp]からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

自動更新の方は、お手続き不要です。

ただし、ご加入内容等にご変更がある場合は、上記記載のURLからお手続きをお願いいたします。(住所の確認をお願いいたします。)

※このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。ご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、上記URLにてご参照できます。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※(Xタイプ・Wタイプ)疾病補償に係る控除証明書が必要となる場合はお手数ですが本パンフレット記載の高校生総合保障制度事務局までご連絡ください(10月以降受付)。生命保険料控除制度の詳細については、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

自動更新方式について

一度お申込みをいただくと、原則自動的に毎年自動更新*させていただきます。ご契約内容に変更がある場合のみ、お手続きが必要となります。また、卒業予定年度(満18歳の前提となります。)に、自動更新を停止させていただきますので、卒業予定年度が変更となる等の場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

*現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等と同様の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

翌年度更新時の取扱い

2026年3月に満期のご案内をいたします。今年度と同じ補償プランであっても、商品改定等により保険料や補償額が変わることがありますので、来年度以降のご案内をよくご確認ください。

万一、事故が起ったら

事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

事故受付サービス

事故はいつ、どこで起こるかわかりません。

東京海上日動安心110番

トットリケンコウビレン
鳥取県高P連の制度とお申し出ください

0120-720-110

受付時間 24時間365日

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

制度・お手続きに関するお問い合わせ先(東京海上日動火災保険株式会社 代理店)

「高校生総合保障制度事務局」(受付時間 月～金 AM9:00～PM5:00)

(株)東京海上日動パートナーズ中国四国 鳥取支社

住所:鳥取市南隈541 トリニティーモールBゾーン1階 TEL:0857-32-8825

(株)東京海上日動パートナーズ中国四国 米子支社

住所:米子市末広町181 第1Tビル1階 TEL:0859-21-7525

引受保険会社



東京海上日動火災保険株式会社 山陰支店 鳥取支社

〒680-0011 鳥取市東町2-351 鳥取東京海上日動ビル1F

TEL:0857-23-2201(受付時間 月～金 AM9:00～PM5:00)